「新型コロナウイルス関係」アンケート結果の特徴と課題

（２０２０年８月愛知自治体キャラバン）

※「各項目の市町村別実施状況一覧」および「各市町村のアンケート回答」は、愛知社保協のホームページでご覧ください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| アンケート結果の概要  今回の「コロナウイルス関係アンケート」は、７月１５日締切で実施し、すべての自治体から回答を得た。  新型コロナウイルスの感染拡大が広がる中、社会保障分野での支援策の充実を求める立場から、社会的弱者や医療福祉サービス利用者への支援策と、医療福祉関係事業所への支援策について質問し、県内市町村の実態が明らかになった。  「社会的弱者や医療福祉サービス利用者への支援策」では、個人給付金・手当の支給が、子どもやひとり親家庭を中心に４７市町村（８７％）で実施されている。また、休校・休園・登園自粛などに伴い、給食費無償化や保育料の減免などを実施する市町村もみられたが、一部の自治体に限られている。  「医療福祉関係事業所への支援」では、「財政的な支援」が、保育施設３９％、介護事業・医療機関２４％、障害福祉事業所２２％、「感染防止のための支援」が、医療機関６９％、介護事業所６１％、障害福祉事業所５０％、保育施設４６％の実施に留まっており、集団感染のリスクの高い医療福祉施設への支援策としては、決して充分な支援とは言えない。  【参考】医療福祉関係事業所への支援実施市町村数・実施割合   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 財政的支援 | | 感染防止のための支援 | | | 実施市町村数 | 実施割合 | 実施市町村数 | 実施割合 | | 介護事業所 | １３ | ２４％ | ３３ | ６１％ | | 障害福祉事業所 | １２ | ２２％ | ２７ | ５０％ | | 医療機関 | １３ | ２４％ | ３７ | ６９％ | | 保育施設 | ２１ | ３９％ | ２５ | ４６％ | |

１．個人給付金・手当

自治体独自の給付金・手当などを支給しているのは４７市町村（８７％）で、未実施は７市町村（１３％）のみであった。新型コロナウイルス感染症による暮らし、営業への深刻な影響は、長期化することが想定されており、他市町村の経験も生かし、すべての市町村で継続した支援が求められる。

|  |
| --- |
| 未実施（７市町村）：豊橋市、岡崎市、豊田市、知立市、設楽町、東栄町、豊根村 |

児童手当受給世帯へ上乗せ支給する９市町村（１７％）をはじめ、子どもに着目した支給は４１市町村（７６％）と多数を占めた。

|  |
| --- |
| 児童手当世帯に支給（９市町村）：犬山市、弥富市、みよし市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、武豊町、幸田町 |

児童扶養手当受給世帯へ上乗せ支給する１６市町村（３０％）をはじめ、ひとり親家庭への支給は２８市町村（５２％）あった。

|  |
| --- |
| 児童扶養手当世帯に支給（１６市町村）：瀬戸市、半田市、安城市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、知多市、尾張旭市、高浜市、豊明市、弥富市、蟹江町、飛島村、東浦町、武豊町、 |

新生児への給付金は２２市町村（４１％）で、金額（２～１０万円）と対象期間にかなりの格差がみられた。

その他、新生児や要介護度4・5にオムツ券、全世帯にゴミ袋、全児童・生徒・教職員・調理員に冷却タオル、保育園・学童保育などを休園・休会した保護者への給付金などの記載があったが、アンケート集計表への記載は省略した。

２．国民健康保険

①傷病手当金

傷病手当金制度は、東海市のみが事業主も対象として積極的だが、他の自治体は、青色・白色の家族専従者も対象としているが、国の財政支援の範囲であり、これを超えた実施はない。

傷病手当金の対象に事業主の追加が強く求められる。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象とする制度改正が求められる。

|  |
| --- |
| 事業主も対象（１市）：東海市 |

②収入減少を理由とした保険料（税）の減免

収入減を理由の保険料減免は、国の財政支援の範囲で実施が、全自治体であった。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病や原因を限定しない恒常的な制度とすることが求められる。

収入減少は、前年に収入がある場合は対象となる可能性があるが、前年収入がない場合は減免対象とならない問題がある。今回のアンケートでは、国の財政支援を超えて実施した自治体はないが、制度改善を求める課題である。

３．介護保険

①収入減少を理由とした介護保険料の減免

「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免」は、尾張旭市以外は、国の財政支援と同様の内容で行われている。今回の制度は、全額国庫負担であるにもかかわらず、尾張旭市だけ国の基準より対象者を狭めている。国基準通りの実施を求めたい。

既存の収入減少を理由にした介護保険料減免は、制度を設けていない市町村や、設けていても極めて厳しい条件の市町村が多い実態があり、今回の「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少した世帯の保険料減免制度」を、傷病や原因を限定しない恒常的な制度とすることが求められる。

|  |
| --- |
| 国の財政支援を下回る対象（１市）：尾張旭市 |

②介護事業所への財政的支援

介護事業所への財政支援は１３市町村（２４％）が行っており、事業所支援や労働者への直接支援も行われている。さらなる拡充を求めたい。

|  |
| --- |
| 財政支援実施（１３市町村）：名古屋市、一宮市、刈谷市、知多市、田原市、愛西市、長久手市、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町 |

③介護事業所への感染防止のための支援

介護事業所への感染防止支援として医療防護具や消毒液等の支給が３３市町村（６１％）で行われた。第２波が起きても支援出来るように自治体で備蓄を行い、実施自治体が拡大することを求めたい。

４．障害福祉

①障害福祉事業所への財政的支援

「障害福祉事業所に独自の財政支援」を実施しているのは１２市町村（２２％）

|  |
| --- |
| 財政支援実施（１２市町村）：名古屋市、一宮市、刈谷市、知多市、知立市、愛西市、長久手市、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町 |

②障害福祉事業所への感染防止のための支援

「障害福祉事業所に感染防止の支援」を実施しているのは２７市町村（５０％）。

③放課後等デイサービスの利用者負担の免除

放課後デイサービスで電話等の代替サービスの利用者負担を、国基準通り免除するのは、準備中を含め４５市町村（８３％）。

一方、免除予定なしが９市町村（１７％）あり、そのうち「利用者が了承して代替サービスを受けるなら、補助は不要と考える」（半田市）、「利用者が了承した上で代替サービスを受け入れるのであれば補助は不要と考える」（刈谷市）といった国の趣旨を損なう対応については改善が求められる。

５．医療体制

①医療機関への財政的支援策

医療機関に独自支援を行っているのは１３市町村（２４％）で、応援金・支援協力金などの助成を行う自治体（名古屋市・大府市・清須市・北名古屋市・長久手市・南知多町・美浜町・設楽町）のほか、３密対策リフォームへの補助（一宮市）、資金貸付制度（岡崎市）などの制度が見られる。

|  |
| --- |
| 財政支援実施（１３市町村）：名古屋市、岡崎市、一宮市、大府市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、豊山町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町 |

②医療機関への感染防止のための支援

感染防止のための独自支援を行っているのは３７市町村（６９％）で、各自治体が積極的に支援策を講じている。内容は、マスク・フェイスシールド・消毒液・防護服の支給などが多い。他には、「感染防止対策として改修・修繕等の経費の補助」（新城市）という支援もある。

③医療体制・検査体制で困っていること

「帰国者・接触者相談センターが圏域に1箇所で電話がつながらない」と相談体制の充実が必要と指摘（東郷町）、「第2波に備えての県・保健所からの働きかけはなく、医師会から問われて困っている」（大口町）など、コロナ感染拡大が今後も続くと予想される中で、県・保健所を含めた医療体制をめぐる自治体との連携が不十分な様子がうかがえる。

さらに「医師が検査を必要と判断した対象者に対して、検査が実施できる体制が構築されていない」（豊山町）と、地域での検査体制の不十分さを指摘する声もある。

６．給食

①小中学校、保育施設、幼稚園などの休校・休園・登園自粛中の給食費の取扱い

学校給食は51市町村(94％)が徴収なしまたは返金等で対応した。保育施設でも出席日数に応じた日割りが３９市町村(７２％)、段階的減免が４市町村(７％)だった。

豊根村は新型コロナの影響に関わりなく、２０２０年４月から学校給食完全無償化を実施した。豊山町が、休校に関わりなく小中学校の１学期の給食費を無料とし、保育園の登園・自粛に関わりなく4・5月分の副食費を無料としたことも特筆すべき対応であり、コロナ後の継続も求めたい。

新型コロナの影響に関わりなく保育施設の給食費無償を実施しているのは、新城市、北名古屋市、東浦町、東栄町、豊根村。設楽町は副食費無償、愛西市は３，５００円減免を実施している。

保育給食費の日割り返還は、利用していない利用料の返還という意味では当然の措置だが、「サービスの対価」である面が強調され、給食が「保育の一環」から「商品」へと本格的に転換させられる契機とならないか懸念される面もある。

②休校中の給食費相当額の支給

就学援助世帯への給食費相当の支給は、生活保護家庭における学校給食費の取扱いに倣ったもので、３０市町村(５６％)で実施された。名古屋市、大府市、蟹江町は、特別支援教育奨励費受給世帯へも同様の支給をおこなった。豊橋市は保育施設の副食費無料世帯へ同様の給付をおこなっている。

③小中学校の休校再開後の給食の無償化

休校から再開後の学校給食費無償化は、２８市町村（５２％)で一定期間実施した。多くは１学期中までの対応としたが、豊田市では１０月末（市立特別支援学校も同様）、安城市は１２月、愛西市は再開後6か月、南知多町は1・2学期中まで実施するとしている。豊根村は完全無償化を実施済みである。

この間、愛知自治体キャラバンで要請してきた学校給食無償化は１７市町村(３１％)で一部補助がおこなわれるにとどまってきたが、今回半数以上の市町村で時限的とはいえ実施された。制度上は可能であることの証明であり、予算の配分の問題として各市町村の姿勢を問いたい。

④保育施設、幼稚園などの休園・自粛要請期間から再開後の給食の無償化

休園・自粛要請期間から再開後の保育施設等の給食費無償化は１６市町村(３０％)が実施。そのうち６市町村(１１％)は従前から実施しており、１０市町村(１９％)が今回期限付きで無償化を実施した。豊川市では年度末、豊田市は１０月末、南知多町は1・2学期中まで実施される。安城市は通常どおり徴収するが、3・4・5歳児に児童1人あたり25,000円を支給する。

本来、保育は福祉であり、そこで提供される給食は、保育・福祉の一環として現物給付されてきた。引き続き、恒久的な施策として保育給食の現物給付(または無償化)を求めたい。

７．保育

①休園・登園自粛中の保育料

休園・登園自粛要請中の保育料は、国の指導に準じ出席日数に応じた日割りによる減免または徴収とした４９市町村(９１％)だった。碧南市と東郷町は出席日数に応じた段階的な減免を実施した。豊根村は新型コロナの影響に関わりなく、保育料完全無償化を実施している。豊山町の登園・自粛に関わりなくおこなった「無料化」も特筆すべき対応であり、コロナ後の継続も求めたい。認可外は施設ごとの対応とした自治体もあり、入所できた園による差が生まれてしまった。

保育料の日割り返還は、利用していない利用料の返還という意味では当然の措置だが、「サービスの対価」である面が強調され、保育が「福祉」から「商品」へと本格的に転換させられる契機とならないか懸念される面もある。

②休園・自粛再開後の保育料

休園・自粛から再開後にも減免等を継続した自治体は７市町村(１３％)であり、多くは6月まで休園・自粛時の対応を継続したものだった。豊橋市は、年収減少見込みの世帯へ減免を実施しており、同様の対応が他市町村でも求められる。

③保育施設への財政的支援

独自の財政的支援を２１市町村(３９％)が実施、そのうち１５市町村(２８％)が愛知県による民間児童福祉施設職員応援金に近い内容の給付を独自に実施するものだった。

名古屋市が先駆け、愛知県が実施し、各市町村が拡大したもので、県の姿勢が市町村に影響を与えた好事例といえる。一方で、これらの支援は、国の2次補正による緊急包括支援交付金で児童福祉施設職員への慰労金が措置されなかったことへ対応したものであり、国の対応を追求する必要がある。

|  |
| --- |
| 財政支援実施（２１市町村）：名古屋市、一宮市、瀬戸市、豊川市、津島市、刈谷市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、設楽町 |

④保育施設への感染防止のための支援

感染防止への支援は２５市町村(４６％)で実施されているが、5割超の市町村で未実施である。感染拡大の中でも原則開所を要請される保育施設に対し、実施主体である市町村として責任ある対応を求めたい。

８．水道料金

①水道料金の免除・減額の実施

３７市町村（６９％：広域事務組合によるものも含む）がなんらかの減免措置を実施している。丹羽広域事務組合は、基本料金全額を免除し、構成する大口町・扶桑町へ負担金を課している。

コロナ禍における公衆衛生機能の担保・拡充として実施されるべき基本料金減免は、本来、憲法25条に基づき、国の責任でおこなわれるべき事業である。市町村から国へ強く要望することを求めたい。

９．総合的な相談窓口の設置

新型コロナウイルスの影響を受けた人への「総合的な相談窓口の設置」について、「設置している」との回答が１１市町（２０％）あった。

「設置していない」が４３市町村（８０％）で、そのうち「検討中」との回答が２市（４％）あった。

新型コロナウイルス感染の影響が長期化することが予想されており、すべての市町村で「総合的な相談窓口の設置」が求められる。

|  |
| --- |
| 相談窓口設置（１１市町村）：瀬戸市、半田市、刈谷市、豊田市、稲沢市、知多市、田原市、蟹江町、南知多町、武豊町、設楽町 |